

緊急報告第6号様式

岩 刑 発 第 1 3 3 6 号
令 和 3 年 9 月 2 4 日

あ て 先	矯 正 局 長 殿 広 島 矯 正 管 区 長	発 信 人	岩国刑務所長
未決拘禁者の自殺事故（い首）について（速報）			
<p>1 事故発生日時及び概要</p> <p>令和3年9月21日午前5時41分、当所[]において、未決拘禁者[]（以下「事故者」という。）が同居室洗面台蛇口に輪状にした[]をくくり付けて、その輪の中に首を入れて[]垂下しているのを監督巡回中の看守部長[]（以下「[]看守部長」という。）が発見し、大声で呼び掛けるも反応がなかったことから、[]看守部長が非常ベル通報を行い、居室鍵携行のため、一旦、[]に戻った後、同時43分、監督当直者主任矯正処遇官（企画担当）[]（以下「[]主任」という。）と入室し、事故者の状態を確認したところ、事故者は両目を閉じた状態で、意識、呼吸及び脈拍が確認できなかったため、同時44分、看守[]（以下「[]看守」という。）がカッターナイフで[]を切断し、[]主任等が事故者を同居室床に仰臥させ、[]看守部長等が胸骨圧迫による心臓マッサージを開始し、同時48分、[]主任が119番通報により救急車を要請した。</p> <p>同時58分、[]看守部長等は救急隊員に事故者の救命措置を引き継ぎ、同6時27分、事故者は[]に搬送されたものの、同時52分、[]医師により死亡が確認された。</p>			
<p>2 事故者名等</p> <p>(1) 身 分 未決拘禁者</p> <p>(2) 氏 名 []</p> <p>(3) 生年月日 []</p> <p>(4) 事件名 []</p> <p>(5) 刑名・刑期 []</p>			

該当なし

(6) 入所の日

(7) 刑の終了日

該当なし

(8) 入所度数

(9) 制限区分及び優遇区分

該当なし

(10) 所内における行状の良否

(11) 住所

(12) 国籍

3 推定事故原因

4 事故に対し取った措置

(1) 令和3年9月21日午前5時41分、
中の 看守部長が同居室を視察した際、
いたが、

ことから、
看守部長は、事故者に大声で呼びかけたが反応がなかったため非常ベル通報し、
同階巡回中の 看守に視察し続けるよう指示するとともに居室鍵を取りに
に戻った。

(2) 同時43分、 看守部長が同居室扉を開扉して 主任と共に入室し、事故者の状態を確認すると、事故者は水道の蛇口に輪状にした
をくくり付けて、同輪の中に首を入れて垂下しており、両目を閉じた状態で、意識、呼吸及び脈拍が確認できなかったことから、 主任が 看守にはさみを携行するよう指示した。

(3) 同時44分、カッターナイフを携行して同居室に戻った 看守が
を切断し、 主任及び 看守部長が事故者を床に仰臥させ、 看守部長等が胸骨圧迫等による心臓マッサージを開始した。

(4) 同時46分、 看守部長が事故者にAEDを装着したが除細動は探知されなかったことから、 看守部長等らは心臓マッサージを継続した。

- (5) 同時48分、主任が119番通報により救急車を要請した。その際、消防署が警察署に通報を行った。
- (6) 同時51分、当所に救急隊員5名が、同時53分、警察官2名がそれぞれ到着し、同時58分、救急隊員5名及び警察官2名が同居室に到着したことから、看守部長らは、救急隊員に救命措置を引き継ぎ、同日午前6時21分、搬送のため、救急車が当所を出発した。
- (7) 同時27分、事故者は、に搬送され、救命措置が講じられたものの、同時52分、医師により死亡が確認された。
- (8) 同時30分から同7時29分までの間、同居室等において、警察官による現場検証が実施された。
- (9) において、山口地方検察庁岩国支部検察官検事による司法検視及び当職による行政検視を実施した。
- (10) 同日午後零時9分から同時13分までの間、同居室等において、検察官による現場検証が実施された。
- (11)
- (12)
- (13)

5 その他

- (1) 当日の収容人員は、236名（既決234名、未決2名）であった。
- (2) 同年9月22日午後7時22分に当所からマスコミに投げ込みを行ったところ、同月24日午前8時15分時点でマスコミ9社（新聞社5社、テレビ局4社）からの取材があった。